

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		マンション建替え事業の施行促進措置命令
根拠法令及び条項		マンションの建替え等の円滑化に関する法律第97条第2項
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部建築審査課住宅係
処 分 基 準	関 係 条 項	未設定（前例事務処理がないため）
	基 準 （未設定の場合はその理由）	
	参 考 事 項	
設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）	